

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	障害者職業能力開発校運営委託費			担当部局庁	職業能力開発局			作成責任者	
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	能力開発課			能力開発課長 波積 大樹	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条			関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)				
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うことで障害者の就職促進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	2,626	2,684	2,641	2,682	2,682		
	執行額	2,592	2,668	2,633					
執行率(%)	99%	99%	100%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度(速報値)	中間目標 -年度	目標最終年度 29年度	
	障害者職業能力開発校の修了者の就職率65%	障害者職業能力開発校の修了者の就職率	成果実績	%	69.1	71.8	69.8	-	-
			目標値	%	61	65	65	-	65
			達成度	%	113.3	110.5	107.4	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度(速報値)	28年度活動見込			
	受講者数	活動実績	人	1,499	1,476	1,457	-		
		当初見込み	人	2,580	2,580	2,580	2,580		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度(速報値)	28年度活動見込			
	単位当たりのコスト=X/Y x:「執行額」 Y:「受講者数」	単位当たりコスト	円	1,728,839	1,807,283	1,807,405	1,039,484		
		計算式	執行額/受講者数	2,591,530,206円/1,499人	2,667,548,986/1,476	2,633,390,082/1,457	2,681,869,000/2,580		
(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	(目)障害者職業能力開発校運営委託費	2,682	2,682						
	計	2,682	2,682						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること(政策大目標V-2)									
	施策	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること(施策目標V-2-2)									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度 (速報値)	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度		
		障害者職業能力開発校の修了者における就職率	実績値	%	69.1	71.8	69.8	-	-		
			目標値	%	61	65	65	-	65		
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		-	-	-	施策の進捗状況(実績)						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	<p>障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。</p> <p>また、目標値(水準・目標年度)については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において、障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とする目標が定められていることを踏まえ設定している。</p>										
	アクション・プログラム	改革	分野:	-	-						
KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度		%	-	-	-	-	-	-			
KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
	成果実績	-	-	-	-	-	-				
	目標値	-	-	-	-	-	-				
達成度	%	-	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明								
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は広く国民のニーズがあり、雇用のセーフティネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	雇用のセーフティネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託している事業である。								
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	雇用のセーフティネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。									
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	-								
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-								
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	職業能力開発促進法第16条第4項に基づき障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託するものであり、支出先を都道府県とすることは妥当である。								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	本事業に係る予算が減少している中で訓練定員を縮減せず引き続き確保するため、コスト削減に努めており、予算の執行率が既にほぼ100%となっている。従って、更なる削減は厳しくなっている。また、障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者を対象としているため、障害特性に適応した専門的な訓練機器・設備を設置することや、訓練コースの多くが1年程度の長期に渡って訓練を実施していることを踏まえると妥当な水準である。								
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-									

	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、雇用のセーフティーネットとして実施する訓練に不可欠な訓練指導員の配置や訓練用教材の費用など、必要経費に限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針-戦略的人材配置の実現に向けて-」(平成26年7月25日閣議決定)等を踏まえて、人件費相当額の予算削減を図っている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標を着実に上回る見込みである。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	増加する精神障害者等の求職障害者に対応するため更なる充足率の向上を図ることとする。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、職業能力開発促進法第16条の規定により一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校の一部の運営を都道府県に委託して実施する上で必要な管理職員、指導員の設置等を行うものであり、同法第15条の7第1項により同校における施設整備や訓練機器の整備を図る左記事業とは異なり、また、同法第16条の規定により運営を機構に委託する左記事業とも異なり、役割分担は適切なものとなっている。			
	所管府省・部局名	事業番号		事業名		
	厚生労働省職業能力開発局	435		障害者職業能力開発校設備等		
	厚生労働省職業能力開発局	620	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助成金			
点検・改善結果	点検結果	ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現するためには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的かつ高度な知識・ノウハウの蓄積が不可欠であることや、訓練定員の充足率の向上を図る必要がある。 一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に職業訓練を実施するためには、障害特性に応じた個々の障害に対する専門的な知識を有する者の支援が必要であることから、障害者職業能力開発校で引き続きこれらの特別な支援を要する障害者の職業能力開発を進める。				
	改善の方向性	引き続き効果的・効率的な業務運営に努める。				
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	引き続き適正な執行に努めて参りたい。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	344	平成24年度	297	/
平成25年度	611	平成26年度	617	平成27年度	626	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

厚生労働省
2,641百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦



〔 随意契約(その他)・委託 〕

A. 都道府県(11都道府県)
2,641百万円

〔 障害者職業能力開発校の運営 〕

